

奈良県告示第三百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月十九日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 枚方大和郡山線
- 三 道路の区域

路線番号	区間	区域変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
7	大和郡山市九条町一〇六四番五号先から大和郡山市天理町七二〇番二号先まで	前			
		A	三・六 ） 一・〇	六〇〇・九	
		B	三・一 ） 七・二	四六五・〇	
	大和郡山市九条町一〇六四番五号先				三・六

から 大和郡山市天理町 七二〇番二号先ま で
後
A
一 一・ 〇
六〇〇・ 九